

園から保護者の方への連絡方法とその内容について

(1) 手紙の配布によるお知らせ

《園の保育・教育方針、行事予定など》

- ・園だより：(8月を除く毎月)

《保護者の方にご参加いただく行事の詳細》

- ・親子運動会、個人面談、いずみポケットシアターなど(行事ごとに適宜)

《保育・教育内容と子供たちの様子について》

- ・乳児だより「すくすく」：乳児クラスの遊びの様子や親子で楽しめる情報など(月一回程度)
- ・幼児学年だより：短時間保育における保育・教育目標に対する取組の様子など(月一回程度)
- ・幼児長時間だより：長時間保育や預かり保育、延長保育の様子(月一回程度)

《その他》 保護者の方に知っていただきたい以下のような内容の手紙を適宜配布します。

- ・献立表、栄養だより(毎月)
- ・保健だより(月一回程度)
- ・安全ニュース(年四回程度)

(2) 学校園・児童福祉施設連絡網メールシステムを利用したメール配信によるお知らせ

園の行事や天候、健康面の連絡事項、子供の安全・安心情報などを迅速かつ的確に保護者の方に伝える連絡手段のひとつです。携帯電話やスマートフォンなどのEメールアドレスを「連絡網メールシステム」に登録いただくことで、連絡網メールを受信することができます。登録についての詳細な手紙は、別途配布します。

(3) 掲示によるお知らせ

職員の異動について、行事の変更について、園内で発生した感染症の情報、天候に関する情報などを掲示によってお知らせすることがあります。

- ・園だより：玄関の所定の場所に最新号を掲示しています。
- ・感染症の情報：玄関扉の「保健関係 お知らせ」をご覧ください。
- ・その他：職員室前、関係するクラス保育室前に掲示します。

(4) 電話による連絡

病気や怪我などの緊急を要する場合、お迎えが遅れている場合、その他直接お話したい場合などの時に、電話で連絡します。

必ずつながる電話番号をお知らせください。変更があった場合などは必ず担任にお知らせください。